

旭川市特別職報酬等審議会追加資料

(その3)

1	行政委員会の委員の活動状況及び報酬に対する評価	1
(1)	教育委員会	1
(2)	選挙管理委員会	4
(3)	公平委員会	6
(4)	監査委員	8
(5)	農業委員会	11
(6)	固定資産評価審査委員会	14
2	行政委員会委員の活動実績	15
3	中核市、道内主要都市と旭川市との報酬比較	17
4	農業委員会の設置に係る法的根拠	18
5	平成22年度開催の特別職報酬等審議会における答申までの経緯(概要)	18
6	平成25年度開催の特別職報酬等審議会における答申までの経緯(概要)	19
7	行政委員会委員報酬の額及び支給方法の考え方	20
8	平成23年審議会答申と平成26年審議会答申との比較	22

平成30(2018)年6月

旭川市

1 行政委員会の委員の活動状況及び報酬に対する評価

(1) 教育委員会

委員1人当たりの活動日数 (H28年度)			会議 a	会議以外の 行事 b	その他の 活動 c	勤務日数の 合計a～c計	備考
	委員長		10	22	14	46	
	委員		16	16	14	46	
委員会会議 の開催状況 (H28年度)	開催日	時間	議題等				
	4月28日	103分	平成28年度教育委員会の事務に関する点検・評価の実施方針について ほか16件				
	5月16日	33分	中原悌二郎記念旭川市彫刻美術館協議会委員の任命について ほか7件				
	6月21日	39分	旭川市科学館協議会委員の任命について ほか8件				
	7月11日	46分	旭川市学校給食管理規則の一部を改正する規則の制定について ほか10件				
	8月17日	63分	平成28年度教育委員会の事務に関する点検・評価報告書について ほか7件				
	9月7日	56分	平成28年度一般会計予算の補正（臨時代理）について ほか7件				
	10月13日	35分	平成28年度旭川市文化賞受賞者について ほか5件				
	10月14日	33分	旭川市教育委員会委員長の選挙について ほか2件				
	11月4日	123分	旭川市公民館条例の一部を改正する条例の制定について ほか12件				
	11月10日	20分	旭川市教育委員会委員の辞職について				
	12月21日	50分	旭川市教育委員会会議傍聴規則の一部を改正する規則の制定について ほか7件				
	1月9日	51分	平成29年度全国学力・学習状況調査への参加及び協力に係る照会に対する回答について ほか1件				
	1月16日	40分	教職員の不祥事について				
	1月24日	90分	平成29年度教育予算について ほか9件				
	2月9日	97分	平成29年度教育行政方針について ほか10件				
3月29日	110分	旭川市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について ほか19件					
委員会会議 以外の活動 状況 (H28年度)	<p>○研修会</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 上川管内教育委員会連合会委員研修会（委員長，委員1名） 2 北海道市町村教育委員研修会（委員1名） 3 上川管内教育指導研究会研修会（委員長） <p>○学校訪問</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 北海道教育大学附属旭川小学校教育研究大会，北海道教育大学附属旭川中学校教育研究大会（委員長） 2 知新小学校実践研究発表会，近文小学校実践研究発表会，神楽岡小学校開校50周年記念研究実践交流会（委員長） 3 大町小学校実践研究発表会（委員長） 4 東五条小学校実践研究発表会（委員長） 5 豊岡小学校開校50周年記念公開研究会（委員長，委員1名） 6 愛宕東小学校教育実践発表会（委員長，委員1名） 						

- 7 青雲小学校教育実践研究発表会（委員1名）
- 8 東町小学校授業を考える会（委員長）
- 9 北光小学校教育実践研究発表会（委員1名）
- 10 神楽小学校教育実践研究発表会，東栄小学校授業を語る会（委員1名）

○行事等

- 1 子ども総合相談センターオープニングセレモニー（委員長，委員1名）
- 2 旭川市立小・中合同校長会議（委員長）
- 3 旭川高等支援学校入学式（委員長，委員1名）
- 4 上川管内教育委員会連合会委員長部会総会（委員長），上川管内教育委員会連合会役員会（委員長），上川管内教育委員会連合会総会（委員長，委員2名）
- 5 教育委員勉強会（委員長，委員3名）
- 6 旭川高等支援学校開校式
- 7 旭川市中学校連名体育大会陸上競技大会開会式
- 8 教育委員勉強会（第2回）（委員長，委員3名）
- 9 小学校体育大会開会式，上川管内教育指導研究会総会（委員長）
- 10 教育委員勉強会（第3回）（委員長，委員3名）
- 11 上川教育研修センター組合教育委員会会議，上川教育研修センター組合総合教育会議（委員長）
- 12 生活・学習Actサミット（委員1名），北海道都市教育委員会連絡協議会定期総会（委員長）
- 13 旭川市小中連携・一貫教育推進研修会（委員長）
- 14 北海道・札幌市公立学校教員採用候補者選考検査（委員2名）
- 15 北の恵み食べマルシェ2016オープニングセレモニー（委員長）
- 16 教育委員会委員2名の辞令交付式（委員2名）
- 17 上川管内教育委員会連合会役員会（委員長）
- 18 教育委員会委員長及び委員1名の退任式（委員長，委員3名）
- 19 教育委員会委員2名の就任式，教育委員協議会（委員長，委員3名）
- 20 旭川市文化賞贈呈式（委員長，委員3名）
- 21 教育委員協議会，平成29年度予算に関する市長への要望（委員長，委員3名）
- 22 上川教育研修センター組合議会臨時会，上川教育研修センター組合教育委員会会議（委員長）
- 23 教育長退任式
- 24 教育委員会協議会（平成28年）（委員4名）
- 25 教育委員会協議会（平成29年第1回），旭川市成人を祝うつどい（委員4名）
- 26 上川教育研修センター組合教育委員会会議（委員1名）
- 27 北海道教育大学六稜会叙勲・受賞祝賀会（委員1名）
- 28 教育委員会協議会（平成29年第2回）（委員4名）
- 29 教育委員会協議会（平成29年第3回）（委員3名）
- 30 上川教育研修センター組合議会（委員1名）
- 31 教育委員会協議会（平成29年第4回）（委員4名）

<p>委員会会議 ・行事以外の活動状況 (H28年度)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会会議の議案・資料の調査検討等の事前準備 ・必要な専門知識の習得や情報収集 ・教科書採択に当たっての事前準備（全教科の教科書（小学校247冊，中学校129冊）を読み込むなどして，各教科書の特長等を整理してから会議に出席する必要がある。） <p>※ 教科書採択に係る自宅での調査研究については，年間14日と算定。議案審査等のための事前準備や専門知識の習得，情報収集については，活動日数として算定していない。</p>					
<p>身分・服務上の制約等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体に対しその職務に関し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の役員となることができない。 ・委員の定数の2分の1以上の者が同一の政党に所属してはならない。 ・地方公共団体の議会の議員，長，委員会の委員，常勤職員等と兼ねることができない。 ・職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。 ・政党その他の政治的団体の役員となり，又は積極的に政治運動をしてはならない。 					
<p>委員報酬に対する評価</p>	<p>教育委員会は，独自の執行権限を持ち，その担任する事務の管理及び執行に当たって自ら決定を行う執行機関であり，その業務の公正中立性や専門性等の要請から，市長から独立してその事務を自らの判断と責任において管理し執行するとともに，その事務について最終的な責任を負う立場にある。</p> <p>また，教育委員会委員は，会議への出席以外にも議案の審議等に向けた事前準備，教育関連各種研究大会への参加や学校訪問などに加え，その職務の専門性から，常日頃から必要な専門知識の習得や情報収集など自己研鑽に努めている現状にある。さらに平成25年6月からは，教育委員会会議の更なる活性化を図るため，基本的に毎月，教育行政に係る自主的な勉強会を実施しているところである。</p> <p>このような職務の性質や内容，職責，勤務の態様等を総合的に勘案し，月額報酬制を採用していることは，妥当と考える。</p>					
<p>審議会開催年度</p>	<p>調査年度</p>	<p>区 分</p>	<p>会 議</p>	<p>会議以外の行事</p>	<p>その他の活動</p>	<p>備 考</p>
<p>平成22年度</p>	<p>平成20年度</p>	<p>委 員</p>	<p>1 5</p>	<p>1 7</p>	<p>集計なし</p>	<p>会議等の開催回数で集計している活動日数の集計とは異なる部分がある。</p>
	<p>平成21年度</p>	<p>委 員</p>	<p>1 6</p>	<p>1 8</p>	<p>集計なし</p>	
<p>平成25年度</p>	<p>平成22年度</p>	<p>委 員</p>	<p>1 4</p>	<p>2 0</p>	<p>1 5</p>	
	<p>平成23年度</p>	<p>委 員</p>	<p>1 5</p>	<p>1 7</p>	<p>1 5</p>	
	<p>平成24年度</p>	<p>委 員</p>	<p>1 3</p>	<p>1 6</p>	<p>1 5</p>	
<p>平成29年度</p>	<p>平成26年度</p>	<p>委 員</p>	<p>1 8</p>	<p>3 2</p>	<p>1 4</p>	
	<p>平成27年度</p>	<p>委 員</p>	<p>1 7</p>	<p>2 9</p>	<p>1 4</p>	
	<p>平成28年度</p>	<p>委 員</p>	<p>1 6</p>	<p>3 4</p>	<p>1 4</p>	

(2) 選挙管理委員会

委員1人当たりの活動日数 (H28年度)			会議 a	会議以外の 行事 b	その他の 活動 c	勤務日数の 合計a～c計	備考
	委員長		1 2	1 5	集計なし	2 7	
	委員		1 2	3	集計なし	1 5	
委員会会議 の開催状況 (H28年度)	開催日	時間	議題等				
	4月26日	35分	在外選挙人名簿決定, 選挙人名簿抄本の閲覧状況の公表の報告				
	6月2日	60分	定時登録, 参議院議員通常選挙における投票所の場所ほか6件				
	6月20日	30分	在外選挙人名簿決定, 参議院議員通常選挙の開票事務				
	6月21日	30分	参議院議員通常選挙選挙時登録ほか10件				
	7月10日	20分	資格喪失者に係る登録者の抹消ほか7件				
	7月28日	50分	在外選挙人名簿決定, 参議院議員通常選挙の結果				
	9月2日	45分	定時登録ほか2件				
	10月4日	50分	旭川土地改良区総代選挙の選挙期日ほか5件				
	11月17日	50分	旭川市公職選挙法等執行規程の改正ほか3件				
	12月2日	30分	定時登録, 旭川市議会の議員及び旭川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の改正ほか1件				
	1月26日	45分	在外選挙人名簿決定ほか1件				
	3月2日	45分	定時登録, 旭川市議会の議員及び旭川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例施行規程の改正ほか2件				
委員会会議 以外の活動 状況 (H28年度)	<p>○出張</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4月14日 (奈井江町) 委員長 北選連会長会議 ・ 5月11日～13日 (帯広市) 委員長 全選連道支部総会 ・ 6月7日～8日 (東京都) 委員長 全選連定期総会及び理事会 ・ 11月9日～11日 (奈良市) 委員長 全選連理事会及び研修会 <p>○参議選挙関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 6月21日 13:30～14:30 委員長 報道関係との打合せ ・ 6月27日 10:00～11:30 委員長 投票事務説明会 ・ 7月2日 14:30～15:30 委員全員 選挙街頭啓発 ・ 7月8日 15:00～16:00 委員長 開票立会人との打合せ ・ 7月19日 20:30 ～ 7月11日 4:00 委員長 開票管理者 ” 委員3名 開票所立会 <p>○啓発事業関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 8月23日 14:30～15:00 委員長 明るい選挙推進協議会総会 ・ 1月13日 11:00～11:40 委員長 啓発ポスター・標語表彰式 委員2名 						
委員会会議 ・ 行事以外 の活動状況 (H28年度)	特になし						

身分・服務上の制約等	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体に対しその職務に関し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の役員となることができない。 ・委員のうち2人以上が同時に同一の政党そのほかの政治団体に所属してはならない。 ・職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。 ・地方公共団体の議会の議員及び長と兼ねることができない。 ・衆議院議員，参議院議員，検察官，警察官，収税官吏等と兼ねることができない。 ・選挙運動をすることができない。 					
委員報酬に対する評価	<p>選挙管理委員会は，市長から独立した執行機関であり，4名の委員の合議制により委員会を運営している組織である。委員会等の会議への出席，選挙関連の事業への参加のほか，平素から公平性・中立性を求められているため，任期中は公務員との兼業，兼職の禁止のみならず，区域を問わず一切の選挙運動が禁止され，その違反には刑事罰が科される等の身分的制約を受けている。</p> <p>また，突然の解散などにより，選挙の執行が決まると選挙期間中は断続的な出務を求められることから，年間を通じて対応できる状況を整えておく必要があるなど，日常生活上の制約も大きい。</p> <p>以上のことから，重要な権限を担い，その責務を適正に執行するためには，月額報酬制を採用していることは，妥当と考える。</p>					
審議会開催年度	調査年度	区分	会議	会議以外の行事	その他の活動	備考
平成22年度	平成20年度	委員長	8	16	0	H21.8 衆院選
		委員	8	0	0	
	平成21年度	委員長	8	20	0	
		委員	8	4	0	
平成25年度	平成22年度	委員長	12	24	0	H22.7 参院選
		委員	12	10	0	H22.11 市長選
	平成23年度	委員長	14	18	0	H23.4 道知事選 道議選
		委員	15	8	0	H23.4 市議会選
	平成24年度	委員長	13	16	0	H24.12 衆院選
		委員	13	2	0	
平成29年度	平成26年度	委員長	16	27	0	H26.11 市長選
		委員	16	4	0	H26.12 衆院選
	平成27年度	委員長	16	22	0	H27.4 道知事選 道議選
		委員	16	4	0	H27.4 市議会選
	平成28年度	委員長	12	15	0	H28.7 参院選
		委員	12	3	0	

(3) 公平委員会

委員1人当たりの活動日数 (H28年度)		会議 a	会議以外の 行事 b	その他の 活動 c	勤務日数の 合計a～c計	備考
	委員長	3	1	1	集計なし 1	4
	委員	3	0	集計なし	3	
委員会会議の開催状況 (H28年度)	開催日	時間	議題等			
	4月18日	20分	辞令の交付について、苦情相談員の変更について、旭川市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則の制定について、職員団体登録事項変更届の登録について			
	8月24日	5分	市長に対する前年度における業務状況の報告について			
	1月11日	10分	旭川市公平委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について、職員団体登録事項変更届の登録について			
委員会会議以外の活動状況 (H28年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・全国公平委員会連合会理事会等 会議への出席 2日間 (委員長) ・全国公平委員会連合会四国支部総会 会議への出席 2日間 (委員長) ・全国公平委員会連合会通常総会等 会議への出席 2日間 (委員長) ・北海道市公平委員会連絡協議会役員会及び総会 会議への出席 3日間 (委員長) ・北海道市公平委員会連絡協議会事務研究会 研究会への出席 1日間 (委員長) 					
委員会会議・行事以外の活動状況 (H28年度)	会議資料の事前確認					
身分・服務上の制約等	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体に対しその職務に関し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の役員となることができない。 ・委員のうち2人以上が同一の政党に所属してはならない。 ・地方公共団体の議会の議員及び地方公務員の職（附属機関の委員等の職を除く。）を兼ねることができない。 ・職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。 					
委員報酬に対する評価	平成23年度に不服申立てを前提とする職務の性格や会議の開催頻度等に鑑みて日額化したことから、現在の報酬額及び支給方法については、適正であると考え					
審議会開催年度	調査年度	区分	会議	会議以外の 行事	その他の 活動	備考
平成22年度	平成20年度	委員長	2	9	0	
		委員	2	0	0	
	平成21年度	委員長	2	8	0	
		委員	2	0	0	
平成25年度	平成22年度	委員長	3	9	0	
		委員	3	0	0	
	平成23年度	委員長	2	9	0	
		委員	2	1	0	
	平成24年度	委員長	1	8	0	
		委員	1	0	0	

平成29年度	平成26年度	委員長	3	8	0
		委員	3	0	0
	平成27年度	委員長	3	8	0
		委員	3	0	0
	平成28年度	委員長	3	11	0
		委員	3	0	0

(4) 監査委員

委員1人当たりの活動日数 (H28年度)			会議 a	会議以外の 行事 b	その他の 活動 c	勤務日数の 合計a～c計	備考
	監査委員		14	31	集計なし	45	
委員会会議 の開催状況 (H28年度)	開催日	時間	議題等				
	4月15日	10分	臨時監査委員会会議(包括外部監査結果報告に係る意見について)				
	4月25日	35分	定例監査委員会会議(有価証券の現物確認についてほか)				
	5月25日	45分	定例監査委員会会議(企業会計決算審査の日程についてほか)				
	6月27日	100分	定例監査委員会会議(平成28年度包括外部監査についてほか)				
	7月25日	60分	定例監査委員会会議(中期監査の日程等についてほか)				
	8月29日	30分	定例監査委員会会議(証憑点検の結果ほか)				
	9月27日	65分	定例監査委員会会議(工事監査の日程についてほか)				
	10月17日	10分	臨時監査委員会会議(代表監査委員職務代理者の指定について)				
	10月31日	105分	定例監査委員会会議(都市監査基準の制定に伴う対応についてほか)				
	11月28日	25分	定例監査委員会会議(証憑点検の結果についてほか)				
	12月26日	60分	定例監査委員会会議(監査指摘事項の措置状況についてほか)				
	1月25日	40分	定例監査委員会会議(監査実施方針・年間監査計画等についてほか)				
	2月24日	60分	定例監査委員会会議(都市監査基準の適用に伴う対応についてほか)				
	3月27日	40分	定例監査委員会会議(棚卸財産調査についてほか) ※定例会議では、月間の監査実施計画、例月出納検査結果報告は毎回議題としている。				
委員会会議 以外の活動 状況 (H28年度)	4月15日	棚卸資産監査(2時間30分), 監査報告書を市長へ提出(50分)					
	4月25日	例月出納検査					
	5月25日	例月出納検査, 定期監査概況説明(1時間30分)					
	5月30日	定期監査講評(1時間30分)					
	6月27日	例月出納検査					
	7月4～5日	北都監役員会(帯広市 2委員)					
	7月6, 7, 8, 11日	決算審査(13時間)					
	7月25日	例月出納検査					
	8月5, 8, 9日	決算審査(合計11時間20分)					
	8月24～26日	全都監総会・研修会(函館市 3委員)					
	8月29日	例月出納検査					
	9月5日	決算審査意見書市長へ提出(50分)					
	9月28～30日	決算議会出席(2委員)					
	10月3, 4日	決算議会出席(同上)					
	10月17日	工事監査(4時間)					
	10月19～20日	北都監実務研修会(室蘭市 2委員)					
	10月25日	例月出納検査					
	10月26日	財政援助団体等ヒアリング(2時間)					
	10月27日	学校監査(終日)					
	10月31日	財政援助団体等ヒアリング(3時間)					
	11月10～11日	道北地区委員協議会(稚内 3委員)					

	<p>11月28日 例月出納検査（3委員），定期監査概況説明（3委員 1時間30分）</p> <p>11月30日 定期監査講評（3委員 1時間30分）</p> <p>12月26日 例月出納検査</p> <p>1月24日～25日 財政援助団体等ヒアリング（合計4時間15分）</p> <p>1月25日 例月出納検査</p> <p>2月2日 財政援助団体等ヒアリング（終日）</p> <p>2月13日 北都監役員会（札幌市 2委員 終日）</p> <p>2月24日 例月出納検査</p> <p>3月27日 例月出納検査，定期監査概況説明（約1時間30分）</p> <p>3月29日 定期監査講評（2時間30分）</p> <p>例月出納検査は，通常9:15～10:15の1時間で開催している。</p> <p>人数を表記している箇所以外は，監査委員4名の出席による。</p>
<p>委員会会議 ・行事以外の活動状況 (H28年度)</p>	<p>決算審査などほとんどの業務において，委員に事前に資料を配付しており，各委員が自宅等でこれを読み分析・検討などを行っている。</p> <p>なお，主な業務における各委員に対する資料の事前配付は次のとおりである。</p> <p>①企業会計決算審査 ～5日前</p> <p>②一般会計・特別会計決算審査 ～5日前</p> <p>③上・中・下期定期監査等 ～5日前</p> <p>④例月出納検査 ～休日等を除いて3日前(年間12回あり)</p> <p>上記のうち特に①，②に関する資料の分量は各々数百ページで他と比べて多く，これを読み分析を行い，事務局等に対して確認を要する事項をピックアップしたり，意見書案の内容や文章表現の妥当性について検討することを合議の当日までに行っており，相当の時間数が準備のために必要である。</p> <p>また，④については毎月，会計管理者所管会計，水道事業会計，下水道事業会計，病院事業会計に係る資料が合計で約50ページの分量で提出され，これに基づき予算の執行状況，財政状態のほか経営に関する事業管理の視点も加え，幅広く所管部署に対して質問や確認を行っているため，資料の読み込みや分析などの準備に時間を要している。</p> <p>③については年間3回実施され1回当たり数十ページと①，②より少ない分量であるが様々な視点からの考察が必要なため，事前の準備時間を要している。</p> <p>このほかにも，各委員は行政一般に関する情報収集や業務に関する知識の習得を独自に行っている。</p>
<p>身分・服務上の制約等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体に対しその職務に関し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の役員となることができない。 ・地方公共団体の常勤職員等と兼ねることができない。 ・衆議院議員，参議院議員，検察官，警察官，収税官吏等と兼ねることができない。 ・地方公共団体の長等と親子，夫婦又は兄弟姉妹の関係にあってはならない。 ・職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

委員報酬に対する評価	<p>監査委員の業務活動としては、出勤日以外にも定量的に測定が難しい部分があり、業務内容が広範にわたり専門性を有することから会計分野に係る知識や行政に係る幅広い見識が必要で、日頃の情報収集や知識の習得が必要となっており、加えて執行機関からの独立性や公平性も要求されている。このように出勤時間だけでは評価できない要素を報酬額に加味することが必要と考えるところであり、月額報酬制の採用はこの点で適していると評価する。</p> <p>また、監査委員は、市長から独立した公正・不偏な立場において監査を行う執行機関としての重責を担っており、さらに、今般の地方自治法改正により監査制度の充実強化が図られたことから、監査委員が果たす役割はますます重要となること、また、本市における報酬額は、道内主要都市との比較においても均衡を逸する状況にないことを勘案すると、監査委員の現在の報酬額についてはおおむね妥当と考えている。</p>					
審議会開催年度	調査年度	区分	会議	会議以外の行事	その他の活動	備考
平成22年度	平成20年度	識見選出	全体会議31日，その他活動15日			調査方法の違いにより集計方法が異なる。
		議会選出	全体会議31日，その他活動6日			
	平成21年度	識見選出	全体会議31日，その他会議1日，その他活動17日			
		議会選出	全体会議31日，その他活動9日			
平成25年度	平成22年度	委員	13	38		
	平成23年度	委員	13	28		
	平成24年度	委員	14	27		
平成29年度	平成26年度	委員	13	30		
	平成27年度	委員	13	33		
	平成28年度	委員	14	31		

(5) 農業委員会

委員1人当たりの活動日数 (H28年度)			会議 a	会議以外の 行事 b	その他の 活動 c	勤務日数の 合計a～c計	備考
	会長			6	34	集計なし	40
会長代理(副会長)			12	27	集計なし	39	
部会長			10	11	集計なし	21	(平均)
部会長代理 (副部会長)			9	14	集計なし	23	(平均)
委員			9	11	集計なし	20 (最大31) (最小10)	(平均)
委員会会議 の開催状況 (H28年度)	開催日	時間	議題等				
	4月25日	55分 75分	総会(平成28年度旭川市農業委員会活動計画の策定についてほか) 農地部会(農地法第3条の規定による許可申請についてほか)				
5月25日	35分	農地部会(農地法第3条の規定による許可申請についてほか)					
6月24日	30分 15分	農地部会(農地法第3条の規定による許可申請についてほか) 農政部会(農業者老齢年金裁定請求についてほか)					
7月25日	15分	総会(旭川市農業委員会農地利用状況調査及び利用意向調査等に関する規程の一部改正ほか)					
8月25日	35分	農地部会(農地法第3条の規定による許可申請についてほか)					
	20分	農地部会(農地法第3条の規定による許可申請についてほか)					
9月26日	10分	農政部会(農業者老齢年金裁定請求についてほか)					
	20分	農地部会(農地法第3条の規定による許可申請についてほか)					
10月25日	40分 10分	農地部会(農地法第3条の規定による許可申請についてほか) 農政部会(農業者老齢年金裁定請求についてほか)					
11月25日	40分	農地部会(農地法第3条の規定による許可申請についてほか)					
12月26日	25分 15分	農地部会(農地法第3条の規定による許可申請についてほか) 農政部会(農業者老齢年金裁定請求についてほか)					
1月25日	35分	農地部会(農地法第3条の規定による許可申請についてほか)					
2月24日	35分 10分	農地部会(農地法第3条の規定による許可申請についてほか) 農政部会(農業者老齢年金裁定請求についてほか)					
3月24日	30分	農地部会(農地法第3条の規定による許可申請についてほか)					
委員会会議 以外の活動 状況 (H28年度)	<p>○会議 運営委員会, 特定委員会, 編集委員会, 研修委員会, 地区協議会, 委員協議会, その他会議・研修会等</p> <p>○法令業務 農地売買(個別相談等), 農地賃貸借(個別相談等), 農地転用(個別相談等) 農地利用状況調査(会議等), 納税猶予適用状況(現地確認)</p> <p>○任意業務 農地パトロール(現地調査等), 農地利用調整(相談等), 現地目証明(相談等), 農業者年金(経営移譲相談等), 農業生産法人(相談等), 担い手対策(新規就農者相談等), 農家状況の把握(選挙人審査関係)その他</p>						

委員会会議・行事以外の活動状況(H28年度)	各委員は、個別の調査・研究のほか、日常的に電話等にて農業者の相談等に対応しているが、それらの時間までの把握は困難である。 なお、電話等相談の日数については、農地売買・賃借、転用等の手続に係る件数が907件あることから、この件数と同等の日数が考えられる。					
身分・服務上の制約等	・地方公共団体に対しその職務に関し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の役員となることができない。					
委員報酬に対する評価	<p>農業委員会委員が行う活動には、総会や農地・農政両部会参加などの定量的業務がある一方、日常的に行う業務は、農業者や事務局から受ける相談やその対応（対応方法の検討も含む。）、現地の確認調査、農地パトロールなど非定量・非定時のものが大半を占めている。その業務形態から、勤務時間の積算による日額制導入にはなじまず、月額制報酬が妥当であると考えられる。</p> <p>平成28年4月1日施行の農業委員会等に関する法律の改正により、これまで任意業務であった農地の利用最適化の推進に関する業務が必須業務になり、その取組が重点化され、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進等がより一層求められることとなった。</p> <p>これらは、農業委員会のみがその権限に基づいて行う法令業務であり、公正・中立な判断とその厳格な運用が強く求められている。</p> <p>委員の報酬額については、他の中核市や道内主要都市の平均を下回っており、委員の報酬額を相当程度引き上げることが妥当である。</p>					
審議会開催年度	調査年度	区分	会議	会議以外の行事	その他の活動	備考
平成22年度	平成20年度	会長	全体会議4日、部会等会議19日、その他活動71日			調査方法の違いにより集計方法が異なる。
		副会長	全体会議4日、部会等会議23日、その他活動27日			
		部会長	全体会議4日、部会等会議18日、その他活動30日			
		副部会長	全体会議4日、部会等会議18日、その他活動27日			
		委員	全体会議4日、部会等会議13日、その他活動25日			
	平成21年度	会長	全体会議5日、部会等会議20日、その他活動79日			
		副会長	全体会議5日、部会等会議27日、その他活動31日			
		部会長	全体会議5日、部会等会議31日、その他活動40日			
		副部会長	全体会議5日、部会等会議21日、その他会議26日			
		委員	全体会議5日、部会等会議13日、その他活動31日			

平成25年度	平成22年度	会 長	9	1 0 5	0	<p>回る動差が 催しの活は分 開いてのと部 のし頭計る 等計冒集し 議集の生 会でめ数がる 数た日異あ</p>	
		委 員	2 2	8 9	0		
	平成23年度	会 長	1 0	1 6 6	0		
		委 員	2 2	9 6	0		
	平成24年度	会 長	9	1 4 3	0		
		委 員	2 1	1 2 6	0		
平成29年度	平成26年度	会 長	1 1	1 0 0	0		<p>会つ人でた押開て のに個まつでのし 度事員細か局事載 年行委詳な務行記 27の、のき事たを 成外は動で、き数 平以て活握めで日る 議いの把た握催い</p>
		委 員	2 3	1 2 0	0		
	平成27年度	会 長	9	4 8	0		
		委 員	2 1	7 2	0		
	平成28年度	会 長	7	4 3	0		
		委 員	2 0	1 0 1	0		

(6) 固定資産評価審査委員会

委員1人当たりの活動日数			会議 a	会議以外の 行事 b	その他の 活動 c	勤務日数の 合計a～c計	備考
(H28年度)	委員長		3	0	0	3	
	委員		3	0	0	3	
委員会会議の開催状況	開催日	時間	議題等				
(H28年度)	4月14日	120分	委員長の選出, 委員長職務代理者の指定及び合議体の編成並びに審査申出に係る形式審理				
	5月31日	120分	審査の申出に対する実質審査(検証)				
	6月8日	120分	審査の申出に対する実質審査(書面審理)				
委員会会議以外の活動状況	なし。						
委員会会議・行事以外の活動状況	自宅等での調査・研究等については把握していない。						
身分・服務上の制約等	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体に対しその職務に関し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の役員となることができない。 ・国会議員, 地方団体の議会の議員, 地方団体の長, 農業委員会の委員, 固定資産評価員と兼ねることができない。 						
委員報酬に対する評価	当委員会の委員は, 訴訟となった際に被告とならなければならない, 負担も大きいため, 報酬額にはその点も考慮されるべきである。						
審議会開催年度	調査年度	区分	会議	会議以外の 行事	その他の 活動	備考	
平成22年度	平成20年度	委員長	全体会議1日, その他会議3日			調査方法の違いにより集計方法が異なる。	
		委員	全体会議1日, その他会議3日				
	平成21年度	委員長	全体会議1日, その他会議5日				
		委員	全体会議1日, その他会議6日				
平成25年度	平成22年度	委員長	2	0	0		
		委員	5	0	0		
	平成23年度	委員長	2	0	0		
		委員	4	0	0		
	平成24年度	委員長	1	0	1		
		委員	3	0	1		
平成29年度	平成26年度	委員長	2	0	0		
		委員	2	0	0		
	平成27年度	委員長	1	0	0		
		委員	6	0	0		
	平成28年度	委員長	3	0	0		
		委員	3	0	0		

2 行政委員会委員の活動実績（平成28年度）

(1) 教育委員会

(単位：日)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
委員長 (10.13まで)	5	1	5	5	2	4	2	0	0	0	0	0	24
委員長 (10.14～12.1)	0	0	0	0	0	0	3	4	1	0	0	0	8
委員 (委員長であった 期間を除く。)	1	1	2	1	1	1	1	0	1	4	2	1	16
委員	2	1	1	1	2	1	2	3	2	3	1	1	20
委員 (10.13まで)	4	1	1	3	3	1	1	0	0	0	0	0	14
委員 (10.14から)	0	0	0	0	0	0	4	4	2	3	1	1	15
委員 (10.14から)	0	0	0	0	0	0	2	6	2	4	1	1	16
委員平均	2	1	1	2	2	1	2	4	2	4	1	1	-

(2) 選挙管理委員会

(単位：日)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
委員長	2	3	6	5	1	1	1	4	1	2	0	1	27
委員	1	0	3	4	0	1	1	1	1	2	0	1	15
委員	1	0	3	4	0	1	1	1	1	2	0	1	15
委員	1	0	3	4	0	1	1	0	1	1	0	1	13
委員平均	1	0	3	4	0	1	1	1	1	2	0	1	14

(3) 公平委員会

(単位：日)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
委員長	1	3	0	3	1	0	5	0	0	1	0	0	14
委員	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	3
委員	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	3
委員平均	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	3

(4) 監査委員

(単位:日)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
代表監査委員(※)	2	2	1	7	7	5	9	4	1	2	3	2	45
委員(識見)	2	2	1	7	7	5	7	0	1	2	3	2	39
委員(議選)	2	2	1	5	7	2	5	4	1	2	2	2	35
委員(議選)	2	2	1	5	4	2	7	4	1	2	2	2	34
委員平均	2	2	1	6	6	3	6	3	1	2	2	2	36

※ 代表監査委員は、常勤特別職

(5) 農業委員会

(単位:日)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
会長	5	5	6	2	3	2	4	1	6	2	3	1	40
会長職務代理者	5	1	2	3	2	2	4	6	4	3	4	3	39
農地部会長	2	2	1	2	2	2	3	1	4	1	1	1	22
農政部会長	3	1	2	2	3	1	2	1	2	0	1	1	19
農地部会長職務代理者	2	1	1	2	4	2	2	5	1	1	1	1	23
農政部会長職務代理者	4	1	1	3	2	2	3	0	3	1	1	1	22
委員	1	1	2	2	2	1	2	2	1	1	1	1	17
委員	3	1	3	3	4	2	2	3	5	2	1	2	31
委員	1	0	2	1	3	0	3	4	3	1	1	1	20
委員	1	1	2	1	3	0	2	2	2	1	1	2	18
委員	1	1	3	1	3	0	3	3	1	0	0	0	16
委員	1	1	2	1	2	1	2	4	2	2	1	2	21
委員	1	1	2	1	2	1	1	1	2	2	1	1	16
委員	1	1	2	1	1	0	5	0	3	1	2	0	17
委員	2	0	1	2	2	0	2	4	1	0	1	0	15
委員	2	1	1	1	2	0	1	1	2	0	0	0	11
委員	2	1	2	2	2	1	3	2	3	3	2	3	26
委員	2	1	2	2	3	1	1	3	2	2	1	1	21
委員	1	0	1	2	3	0	1	4	2	0	1	0	15
委員	2	0	3	2	2	0	3	3	2	0	1	0	18
委員	2	2	1	1	3	1	5	1	3	1	1	1	22
委員	2	0	2	2	3	0	3	6	3	0	1	0	22
委員	2	1	2	2	2	1	3	2	2	2	3	3	25
委員	1	1	1	1	3	1	1	5	1	1	1	2	19
委員	1	2	4	1	2	0	4	4	3	2	2	1	26
委員	1	0	3	1	2	0	2	0	2	0	1	0	12
委員	3	1	2	2	3	1	1	3	1	1	1	1	20
委員	1	0	1	2	2	0	2	1	2	0	0	0	11
委員	4	1	2	2	3	2	4	1	4	1	1	1	26
委員	1	0	1	0	3	0	2	1	1	0	0	1	10
委員	3	1	3	2	2	1	3	5	4	2	2	2	30
委員	2	0	3	1	2	0	3	1	0	1	2	2	17
委員	2	2	3	2	2	2	4	4	4	2	2	1	30
委員	2	0	2	2	2	0	4	4	3	2	2	2	25
委員	4	0	2	3	1	0	4	2	3	1	3	2	25
委員	1	0	2	1	3	0	3	1	2	0	1	1	15
委員	3	0	1	2	2	0	3	2	4	2	3	2	24
委員	4	2	2	3	2	2	3	3	2	2	1	2	28
委員	1	1	1	1	2	1	3	4	2	2	1	2	21
委員平均	2	1	2	2	2	1	3	3	2	1	1	1	20

(6) 固定資産評価審査委員会

(単位:日)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
委員長	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
委員	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
委員	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
委員	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
委員	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
委員	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
委員平均	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

3 中核市、道内主要都市と旭川市との報酬比較

		旭川市	中核市 平均	順位	道内主要市 平均	順位
教育委員会委員		110,000円	115,375円	22位/44市	104,320円	2位/10市
選挙管理 委員会	委員長	71,000円	73,926円	22位/42市	54,744円	1位/9市
	委員	45,000円	55,174円	34位/42市	39,556円	3位/9市
公平委員会	委員長	15,000円	16,677円	6位/13市	10,640円	1位/5市
	委員	12,000円	14,438円	6位/13市	9,240円	1位/5市
監査委員	議会選出	57,000円	57,882円	24位/44市	48,430円	3位/10市
	識見選出	165,000円	149,407円	11位/45市	198,250円	4位/8市
農業委員会	会長	66,000円	69,209円	24位/45市	62,656円	3位/9市
	委員	34,000円	45,462円	37位/45市	39,478円	7位/9市
固定資産評価 審査委員会	委員長	9,300円	11,409円	32位/47市	8,511円	5位/9市
	委員	7,700円	10,804円	45位/47市	7,822円	5位/9市

4 農業委員会の設置に係る法的根拠

(1) 農業委員会等に関する法律第3条第1項

市町村に農業委員会を置く。ただし、その区域内に農地のない市町村には、農業委員会を置かない。

(2) 農業委員会等に関する法律第3条第5項

その区域内の農地面積が著しく小さい市町村で政令で定めるもの(※)にあつては、市町村長は、当該市町村に農業委員会を置かないことができる。

※ 政令で定める市町村とは、その区域内の農地面積が北海道にあつては800ヘクタールを超えない市町村をいう。

(3) 室蘭市において農業委員会を設置していない理由

室蘭市は、経営耕地面積が265.50ヘクタール（室蘭市統計書平成28年度版）であり、(2)の基準を満たしていないため、農業委員会を置いていない。

5 平成22年度開催の特別職報酬等審議会における答申までの経緯（概要）

(1) 意見の取りまとめ方

各行政委員会に対するヒアリングを行うなど、その業務の実態等の把握に努めた上で、審議会として意見が一致したものは取りまとめて答申とし、一致しないものについては列記をするまでに留める方法で議論を進めた。

(2) 行政委員会委員の報酬の支給方法及び額に係る主な意見と検討結果

- ・ 判断には、市民等に納得してもらえる明確さが必要。明確な職責の軽重は月額・日額の理由にならない気がし、現に、固定資産評価審査委員会にも職責の重さはあるが日額である。そうすると、勤務日数が端的な指標になる。
- ・ 他都市と比べて報酬が特別多いわけではないという印象もあり、全体的に月額・日額については現状どおりでよいと思うが、公平委員会は減額・日額化の検討も有用
- ・ ヒアリングにおける各事務局の説明の上手・下手だけで仕事が易しい、重いという印象につながる感じもあり、一つ一つの委員会を取り上げて報酬額の多寡を議論するのは危険。
- ・ 常勤特別職の報酬等が中核市平均より下位の方にあるところ、行政委員会の報酬は平均以上にあるので、時代背景に鑑み、事務局の方で減額についてその手法も含めを検討すべき。
- ・ 各自治体で色々な経過があつての現状であるので、大きな結論として、月額、月額等の制度についての最高裁の結論が出た後に見極めたらどうか。
- ・ 全ての委員会は日額にならなくても、固定資産評価審査委員会、公平委員会、選挙管理委員会などの勤務日数の少ない委員会は、日額の方で考えてほしい。
- ・ 公平委員会については日額制の導入が必要であると思ひ、他の行政委員会については現行どおり月額で、総コストを削減する方向で個々の行政委員会の月額報酬の減額をお願いしたい。

などの意見が出され、審議を進めた結果、

- ・ 報酬額の総コストの削減
- ・ 固定資産評価審査委員会については、引き続き日額報酬とする。
- ・ 公平委員会については月額報酬から日額報酬とする。

以上の3点について意見の一致を見た。

(当時の行政委員会の報酬額は、教育委員会委員長・委員，選挙管理委員会委員長，監査委員(全て)，農業委員会委員長・副委員長と多くの行政委員会においてその報酬額が，中核市平均よりも上位に位置していた。)

(3) 減額幅について

答申において「一律で3%から10%の範囲内で減額すべき」との記載があるが，この答申に至る背景としては，

- ・ 全体的に一定の率で削減するか，中核市平均より下位のものは現状維持とし上位のものを削減するか
- ・ 削減率については，
 - ① 3% (当時の一般職職員の減額措置及び北海道の行政委員会がH23.4に行った削減率)
 - ② 6% (当時の管理職職員の減額措置)
 - ③ 9% (副市長及び常勤監査委員の減額措置)
 の削減率における報酬額の試算等を例示された上で，どう考えるか

について各委員の意見を伺ったところ，削減率については3，6，9%及び1割の削減と意見が多岐にわたったため，幅のある答申となった。

6 平成25年度開催の特別職報酬等審議会における答申までの経緯(概要)

(1) 意見の取りまとめ方

平成23年の答申において各行政委員会委員の活動内容を踏まえた報酬制度の在り方については一定の考え方が整理されているとし，その後の状況変化として最高裁判決や他の自治体の報酬の改定状況から，現行の報酬制度が適正なものとなっているかどうかについてを中心に議論を進め，審議会として意見が一致したものは取りまとめて答申とし，一致しないものについては，答申書に記載しない，少数意見として記載する，今後の検討課題とするのいずれかの形で整理することとした。

(2) 行政委員会委員の報酬の支給方法及び額に係る主な意見と検討結果

- ・ 選挙管理委員会委員については日額制にしてもよいという議論もあるかもしれないが，政治活動，選挙活動の禁止などの制約があることからすれば，現行の支給方法でよい。
- ・ 農業委員会委員は，①負担の大きさに比べて報酬額が低い，②人数が多い，③仕事の内容や必要性がよく分からないなど
- ・ 農業委員会委員の一番大きい仕事は農地の転用であると考える。
- ・ 農地では，物置を建てるにも手続があって難しい。

などの意見が出された上で，議論をまとめたところ，現行の報酬の支給方法に対する評価については，平成23年の審議会の結論を踏襲し，報酬額の水準に対する評価については，中核市との比較，道内主要市との比較において大きな差はないため据え置くこととした。

7 行政委員会委員報酬の額及び支給方法の考え方

(1) 現行の報酬の支給方法の考え方

行政委員会委員の職務の性質、内容、職責、人材確保の観点、勤務の態様、負担等を考慮し、月額報酬を基本として考えるべきであるが、審査請求等を前提とする職務の性質であるなど繁閑の差が大きく、かつ、活動頻度が著しく低い委員会については、日常活動上の制約を受けることも少ないと考えられることから、日額報酬とすることがふさわしい。

ア 日額報酬

公平委員会、固定資産評価審査委員会

→○会議の開催回数が、月1回に満たない。

○会議の出席以外において、自己活動（本業）の制約を受けることがほとんどない。

イ 月額報酬

教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会

→○会議の開催回数が、月1回以上

○行事等への出席など会議の出席以外の業務により、自己活動（本業）の制約を受けることが多い。

○専門知識の習得や事前準備等の定量的に把握することが難しい業務により、自己活動（本業）の制約を受けることが多い。

○政治活動や選挙活動の禁止など身分上の制約が大きい。

○現行の報酬の支払方法の考え方は、行政委員会委員の報酬に係る最高裁判決に合致したものである。

(2) 中核市（48市）との比較

ア 支給方法

○月額報酬としている市が多い行政委員会

- ・教育委員会（44市）
- ・選挙管理委員会（42市）
- ・公平委員会（30市）
- ・監査委員（議員44市，識見45市）
- ・農業委員会（45市）

○日額報酬としている市が多い行政委員会

- ・固定資産評価審査委員会（日額以外では、年額報酬が1市，回数に応じた報酬が1市）

イ 支給額

○本市の報酬額が中核市平均額を上回る行政委員会

- ・監査委員（識見） 本市165,000円（中核市平均149,407円）
- ・農業委員会（副会長） 本市 55,000円（中核市平均 53,083円）

※ 上記以外の委員の報酬は、全て中核市平均額を下回る額

- ・本市の現行の報酬制度（支給方法及び支給額）は、中核市との比較において著しく異なるものではない。

(3) 前回の改定との関係

前回（平成25～26年度実施）の審議会では、平成23年8月1日に報酬の改定を実施してから行政委員会委員の活動状況には大きな変化がなかったこと、一般職及び常勤特別職の給与制度に大幅な改定がなかったこと、中核市及び道内主要市において行政委員会委員の報酬の見直しを実施した団体が少数であったこと等から、行政委員会委員の報酬を取り巻く状況に大きな変化がないことを考慮し、据え置くべきとの結論に至っている。

前回の審議会から今回の審議会までの間においても、行政委員会委員の活動状況には大きな変化は認められず、中核市及び道内主要市において行政委員会委員の報酬の見直しを実施した団体は少数である。